

友好祭ニュース

NO.16.
1957. 8.16.

第六回世界青年学生平和友好祭
日本実行委員会

東京都千代田区九ノ内一ノ一
交通公社内 TEL 261-1679

法廷斗争対策委設置へ第十回実行委開かる

第十回実行委員会は八月八日参議院会館で開かれた。

会議は第九回実行委員会以降の至過報告に付いたり、とくに一五〇名が五名ふえた至過及びその配分、代表として決定されたハ参加できなかつた稻葉栄木代表、同じく菊間、角田事務局員の問題に討議が集中した。

（3）多忙な混雑した中であれ、決定が責任をもつてひきつがれなかつた責任は大きい。

（4）日暮丸川については民主的決定という立場からいえば兼任実行委員会に五名を配分する权限はむかつたのではない

力、それを兼任実行委だけでもめたことに無理があつた。
これを確認して報告を了承した。

一、五名の増員との配分、及び事務局長の問題について

二、稻葉誠一代表について

|| 至過 ||

常任実行委員会と内田移住局長の交渉で五名の枠をふやす（と（但し局長は発表しないことを条件付きで）に意見が一致した。これに対して常任実行委員会は原則的には全国実行委員会の討議にかけてこの配分を決定すべきだと判断したが、時局の關係や、当時の諸状況、そして外務省等の条件を考慮して、兼任実行委員会の責任において配分をあつた」とを決定した。

配分については、文化三名、中央一名、地方一名案を依つて具体的個人選にとりかゝつた、ところがこの配分案が常任委で討議されてしる間に文化部門ではすでに増員された五名全員と文化部門で配分してしまつてしまつた。（このように行き違ひが生じたのは、常任実行委が移住局長と交渉した際、局長より「一五〇名とゆう数字は文化關係を考慮して出したものであるから三〇名では少々すぎる、六十名位にしてほしい」とゆう発言があつたのを、交渉に参加してゐた福岡常任委員（文化）が五名は金額文化元の増員であると判断して配分したためにおきたものであることが判つた）

常任委員会は、五名を文化で全額配分することは適切でないとして直に文化各ジャンルとの話し合いをもつたがすでに代表選出ははじめられていて到底公きあげることができなくなつてしまつてしまつたのである。

そこでやむを得ず事務局を削減することが提案され事務局員二名が縮少された、そして中央からは日暮、地方から福岡が最も代表に事務局活動をやつてもうつとを確認してきめられた。福岡は全九州の代表が他に挑戦して少々しゆう判断できめられを

◎ 事務局員の選出については、五名の配分と関連して決定が最もまさのはざれていた。そのよろ中で常任委員会は常任委員全員が出席した会議で人選することが困難な状況を考へて名常任委員のモナマフリで投票し（これには八田体の常任が投票した）菊間、角田氏を含む五名の事務局員が決定した。この決定の確認真石菊間、角田氏らは準備の為に家に帰つている間に前記のよう友事務局削減が決定されて菊間、角田氏の旅券申請の手続きはとりやめられた。以上が主張の大要であるが

（1）、二名の事務局員の問題は五名増に対する常任実行委員会内での（常任委・文化）理解のくいちがいから生じた問題であり、常任実行委は誤りを認めれる。
（2）、一旦多数でもつて決定された（）とがそのすぐあとで少數によつて否決されるよつて非民主的運営に大きな原因がある。つた。

三、「覚え書」について

|| 至過 ||

福木県代表として稻葉氏が決定されたことは間違ひのない事実である。

稻葉氏は十七日朝二度にわたつて正式決定の旨を常任実行委事務局に報告した（誰が電話をうけたかはまだわからぬ）。それ従つてしろしき方指示もうけきめられた会場で注射までつたにも拘らず旅券申請がなされずつしに参加できなかつた。

◎ フラで問題に対する（）

（1）稻葉氏の代表決定は確認され、一五五名の代表団名簿に入つていたか。

（2）入つていなければ、どのよう不理由に基くか。

（3）入つてした場合、なぜ旅券申請がなされなかつたか。

（4）稻葉氏が受け取つた代りにどこで決定されてもいい（）

小西代表（交通公社）が一五五名に加わつてしまつたが誰がぞの旅券申請をしたか。

（）つうことである。これらについて現在すべてを明にする（）は不可能である——なぜなら当日は徹夜で各内閣ジャンルでぎめられた代表と常任実行委、事務局で受け付け、きまつたところから簽名を依成し旅券申請をしていったのであるが受け付け、名簿作成、申請の実務を担当していた川村事務局員が代表団とともにモスクワへ行つてゐる（）詳細な至過は常任実行委でも不明である。

たゞ現在我いえることは十八日早朝新潟本部宿舎へ事務局より電報をかけ、川村事務局員に（なぜ稻葉氏の旅券申請をしておなかか）と質問したのに対し、稻葉氏の正式決定について報告をうけていたい（）と回答をえて（）ことである。

しかし川村事務局員の名簿によつて一五五名の名簿を作成したが、新潟社の報道には稻葉氏の名前が記載されており、小西代表によつて（）と誤認して（）ことである。

小西代表については常任実行委でも一五五名に入れることは決定して（）のでどうして入つたか不明である。若えられる（）ことは小西代表については外務省が別枠で認めてよいといつて（）のを根拠に一人の判断で申請してしまつたといふことである。

以上が現在わかる範囲での至過であるが、このような事態が発生した一切の責任は常任実行委員会事務局にある（）とは勿論であり、稻葉代表に対しては深くお詫びしなければならぬ。詳しい内容については川村事務局員の帰国次第直に調査し常任実行委員会の責任を明らかにしていくことに尽つた。

第九回実行委員会は今後の法廷斗争を考慮して「覚え書」についても、我々が不満を抱く一五の名を送る事を表明する（）を決定した。

しかしそれは、その右の外務省との交渉の中で次のようすものにかえられたしました。

覚書

本年モスクワで開かれる第六回世界青年学生平和友好祭に当委員会で五十名参加することを決定し必要手続をとり準備をすすめましたが、諸情勢から話し合の結果今回一五〇名の選出によつて本件は解決したことを認めます。

昭和三十二年七月十七日

第六回世界青年学生平和友好祭

代表委員
外務省内田移住局長殿

平次第一印

日本実行委員会

日本実行委員会

即ち、吉田、米山両常任委員が外務省に行つた際、外務省の案とみせられた。それは「三五の名をとり下げる一五の名を円満妥協した」という外務大臣への誓約書であつた。これでは実行委員会決定と全く相反するので、常任実行委員会は、実行委員会決定をもとに作成していつた所、外務省はつけられ忘しつゝはね、一時間半にわかつて交歩したが対立したまま物別れとなつた。その石井外務省からは「誓約書」をいれなければ旅券付懲罰に出でないと强硬な申入れがありやむをえず常任実行委員会は前記「覚え書」を手渡したものである。

この一札が法廷斗争に大きな影響を及ぼすこととは充分考へられる。一五五名の旅券を獲得するためのやむとえやる处置として満じたとはいえ、実行委員会の決定どことなつた内容で「覚書」が入れられたことは残念なことである。

四、法廷斗争について

法廷斗争をするにあたつての考え方については別紙のとおりであるが、今後の我々の法廷斗争は極めて困難である。弁護士とはたえず打合せを行ひだらすゝめて、いるが弁護士の間でも必ずしも見解が一致していよいよ現状である。「覚え書」をいれたど「覚え書」によつて秀り三四五の旅券申請を行わなかつたところは我々の今右の斗争を決定的に不利にしていることは否定できない。

法廷斗争をはじめとする法律上の構成については、どの弁護士も有効と考えて、勝つか負けるかということについては決して集観を許さない状況である。

常任実行委員会ではすでに訴訟委任状の依成を終つて、弁護士の意見の調整の結果をまとめているところである。

(尚先に改めて旅券申請をすることをきめたが、国際準備委員会の新しい招待状や必要書類の依成、あるいは他の理由での却下時間切れなどを考慮して困難であるが現在の条件で斗つてこに至つた)

当面別紙のとおり対策委員会を早急に設置し、そこで法廷斗争の研究や対策をすすめしていくことにあり、各団体では盡力ある対策委員会の発足のために努力していくことが求められた。

五、総括について

今回の友好祭運動の総括(特に旅券獲得斗争を中心とした)については一日も早く行われるべきがあるが常任実行委が満足に用けず、完全な意見の一一致の方まことに「討議資料」としての総括(案)が全国実行委員会を提出された。実行委員会では時間的な都合もあつて個々に意見を出し合つた程度に止り、常任実行委で改めてつくり直すことになつたが各地方実行委員会や中央諸団体ですでに総括を行われたところはぜひ事務局元連絡して下さい。

六、日本代表团活躍〔文化代表〕

第六回世界青年学生平和友好祭における日本代表团の目標は、し活躍につりてはすでにスボーツ代表の活躍と、ともに新聞等のニュースで御承知のことゝと思いますが、文化代表の輝かしい成績をお知せします。

◎ 東洋古典舞踊

金賞 市山松葉(加藤まち子) 「薫娘」

金賞 若柳雅泰(幸岩正泰) 「運獅子」

銀賞 水木歌寿史(金子範子) 「越後獅子」

◎ キャラクターダンス

銀賞 石井かある(岡藤英子) 「アニトラの踊り」

◎ 芦 楽

金賞 龍天三重子 「マダム・バターフライ」の「或る晴れの日に」

◎ ポン

金賞 金木歌寿(金子範子) 「マダム・バターフライ」の「或る晴れの日に」

◎ 東洋古典音樂 独奏

金賞 北原望山(北原正邦) 「春の海」 尺八

◎ 地 方

金賞 土橋明(後藤すみ子) 「六段」(筆曲合奏)

◎ 金 賞

金賞 「眞鑑の暗黒」

七、日本代表团帰国予定

日本代表团は八月二十四日、全員ナホトカ発 八月二十六日、新潟着の予定である。

一九五七年八月二十一日

第六回世界青年学生平和友好祭
日本実行委員会

法廷斗争の開始にあたつて

一、訴訟委任状を同封します
法廷斗争の準備についてはこれまでのニュースや判例等の資料でお知らせした通りです、数回にわたりたつた弁護士との意見の調整も、本日の弁護士団と常任実行委員会との打合せで完全な一致をみいよいよ訴訟的具体的準備にとりかかることになりました。

問題の「覚書」は私達が自由友意志によつて書いたものでなく、政府外務省の不当な強制と压迫によるものであります。しかもそれを書かねば一名の旅券も出でないといふ半ば脅迫的要請の中でも本意ながらに出したものであり、旅券申請の手続きが行為をかつた点も渡航申請は旅券申請の前提とみなされてしまうが画然とした区別はできず、五〇〇名の渡航申請は外務省自ら認めていたものであり、旅券申請の一環としてみてよい、三四五名は正当な権利であるにも拘らず、旅券申請を阻止され断念せしめられたがこれは明らかに不法な行政、行為によるものである。

以上のように立場から私達は法廷斗争は法律上有効に構成すると判断し、国家賠償請求の訴訟としてただかうことになりました。

ついては在留代表の皆さんのが渡航の自由とゆう正当な私達の権利をまもる立場から全員揃つて法廷斗争に参加されるようよびかけます。

二、法廷斗争の実際の仕事は法廷斗争対策委員会（構成は全青婦、日青協、全学連、日農、民青及び、東京代表三名、タテワリ在京代表二名の十名）がすすめていくことにあります。が全代表団及び広汎な諸団体の組織的援助なしにこの法廷斗争に勝利することは困難です。

全代表団が対策委員会を中心堅く团结してただちに準備をすすめましょう。
法廷斗争の費用は訴訟をあつて才判所に納める印紙料、弁護士への謝礼、宣伝活動、通信費等で約五十万は必要です（実行委員会は現在の会計内でやれるよう整備を急いでいますが大体可能を見通しです）各府県、各ジヤンルの代表団毎に当面次のことを積極的に行つて下さい。

(一) 法廷斗争の意義について充分話しあい全員が参加できるよう代表団の体制を固めること
(二) 私達を送りだしてくれた玄汎な団体や個人の中えこの問題をもちこみ、恒常的友支援組織を確立する。

(三) 代表団の帰国報告と総合して政府外務省の不当な人権の侵害と旅券制限の対応をより多くの人々にアピールし、あらゆる集会、あらゆる組織で抗議と法廷斗争支援の決議やカンパを訴える。ジヤーナリズムの傍々かけも重要である。

(四) の法廷斗争が旅券問題だけに限定された孤立した斗争にならぬよう身近な平和運動や生活と権利をもまる、さまざまな運動や斗争とたえず結びついて進められるよう特に留意すること。
三、大切なことは何人といつても代表団の固い团结と幅広い国民の与論の支持です、これなしには決して勝利できまいことは明らかです。
対策委員会だけに任せきりにしたり、少數の人を頼りにするのではなく皆の力を結集してこの長い法廷斗争を斗いぬきましょう。

一九五七年八月十日

第六回世界青年学生平和友好祭

日本実行委員会

法廷斗争をすすめるにあたつて

去る八日に開かれた第十二回全国実行委員会は、七月十六日の実行委員会決定に従い更に奮力に法廷斗争の準備をすすめることが確認しました。すでに「旅券申請書」もかわりの代表から送られて来てあります。

常任実行委員会から明確な方針が出されており、「本当にやるのか、やれるのか」という不安で態度をきめかねておられる方も大分あると思いますので、簡単に今後法廷斗争をすすめる上で基本的立場について明らかにします。

一、日本国憲法は第二十二条に於てわが国民の海外渡航の自由は決して侵すことのできない権利であることを明記しています。

しかるに政府外務省は何の法律的、理論的根柢も示さないままに代表团を百五十五名に制限し私達の基本的人权を侵害しています。

このよう右不当事权の行使に対し私達はあらゆる方法をもつてその不正当性を明らかにし、権利を守るために斗わねばなりません。

今回の法廷斗争が軍隊の損害賠償のためのみに行われるものでないことは、勿論で、地方祭典を中心に行われる友好祭運動の一環として進められなければなりません。

二、政府は現在その拒否の理由の法的根柢として旅券法第十三条规定第一項第五号をあげています。

それは「外務大臣に於て著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行ふあそれがあると認めるにたりる相当の理由がある者」は旅券発給を拒否できると仰うものです。

私たちは、このよう右条項が友好祭代表に付縁もゆかりもないものであることを確信するとともに、

そのデータラメさに憤慨せざるをえません。

この条項の適用がいかに不适当なものであるかは、すでにお送りした国慶節代表团の判決に於て明らかにされた通りであり私達も最右まで斗わねばなりません。

三、行政訴訟にするか損害賠償の民事訴訟にするか、一丸の法的効力は「どう向題がありますが詳しい進め方に於いては弁護士団と緊密に連絡をとつていく事が必要です、そのためにもまず代表団が固く結束し、実行委員会とともに一致団結して斗えるような体制をつくることが重要です。

実行委員会では法廷斗争対策委員会をつくることをきめました。

その構成は

① 代表団より 四名

② 實行委団体より 三名

③ 常任実行委より 三名

程度が適当と考えます

同時にこの斗いが国民の主論につねに支持されるよう広汎な諸団体と固く手をとりあつていくためにも強力な支援体制をくんでいくことが大切です地方でも報告活動や地方祭典の中でとしとし前例編成化していくことが大切です。

四、次にこの斗いを保証する財政的裏付けが必要です。民争の場合だと損害賠償の金額によつて違います。損害賠償要求額が一〇〇〇万円の場合は五万円の印紙代がまづ必要であり、二〇〇〇万円の場合には十万の印紙が必要です。

それ以外に弁護士への報酬等がありますので四〇万～五〇万円は必要です。

これは現在の財政状態でもやれますか、代表団、地方実行委、地方友好祭の中で法廷斗争の問題を訴えていく中で資金力ナンバを行ふ等の方法も考えられます

五、何分長い期間を要する斗いですので(三年位)しつかりした基礎の上に始めることが特に重要です

平和友好祭実行委員会はカソペニア組合とゆうその性格からも近いうちに解散せねばなりません。

その為にも強力を今後充分斗える対策委員会を早急に発足させ、そこで具体的な事をいろいろ研究、討議しながら訴訟をすすめていかなければなりませんが全国の地方実行委員会、代表の協力を強く要請します

中央実行委団体
地方実行委員会 殿

代表団

声明

モスクワ祭典の閉幕にあたつて

全世界の青年学生の期待をよせて、七月二八日よりモスクワで開催された、第五回世界青年学生平和友好祭は、二週間にわたる祭典の行事を終えて、今日その幕を閉じました。全世界百十一カ国から思想、信条、人種の違いをこえて十五万の青年が参加したこの祭典が、幸福と親睦、友情と平和のために、みのり多い成果をかちえたことを私達は心から祝福します。

日本における平和友好祭運動も広汎な青年組織と、若い人々に关心をもつ多くの人達の支持によつてかつてない規模で進められ、モスクワ祭典には、全国のあらゆる地域、分野から五百人の代表が選ばれました。しかるに外務省は私達のこの熱烈な祭典参加の希望に対し、何らの法律的根拠を明示することなく旅券の発給を制限し、代表団の陳情に対して武装警官隊を出動させる暴挙をあえてしたのであります。憲法才二十二条规定、わが国民が外国に渡航する自由はこれを侵すことができない旨を保証しているにも拘わらずこのような不法な権力の行使によつて私達の正当な権利がふみにじられたことを許すことはできません。今後私達は法廷斗争を含むあらゆる手段をもつて厳重に抗議し、人権を守る斗いをおし進めることを強く表明するものです。

モスクワ祭典に参加した一五五名の日本代表は、全日本青年学生の期待をにない、熱心に世界各国の青年学生と交流し、技を競い、文化スポーツ代表は、数多くの金賞、銀賞をかくとくする等めざましい活躍を示しました。

又現在東京で開かれている第五回原水爆禁止世界大会に呼応して、原水爆禁止のための世界青年学生の平和集会を日本代表团の提案で開催し、原水爆禁止のために意義ある役割を果したことを私達は日本青年の大きな誇りといたします。

一方国内においても、全国各地で、平和とよりよい生活、青年の美しい未來のための創意にあふれた集会や祭典が開かれて友情を交歓し、国結をますます固めるための努力がたゆみなく繰り返されております。才六回世界青年学生平和友好祭が、非常に困難な条件の中で市立小学校に押しつぶされ、あらゆる組織をあげて統一されたこの力が、今後の日本の青年の平和運動にむけて、思想、信条をこえてますます固く友情のきずなを結ばれてゆく基礎づけとなりえたことを私達は深く喜びます。

この成果もひとえに、全国の青年学生の結集した力のたまものであり、更に私達によせられた国民の皆様の限りない御支援のおかげと心から御礼を申上はると共に、今後共変わぬ御指導を下さることを御願い致します。

才六回世界青年学生平和友好祭の閉幕にあたり、ここに全世界及び全日本の青年学生の力強いこの友好祭の成果を、誠摯に確認し、高らかに次の言葉を宣言します。

「私達は才六回世界青年学生平和友好祭によつて
平和と友情のためにすばらしい仕事をなしとはた」と。

一九五七年八月十一日

第六回世界青年学生平和友好祭

日本実行委員会

